

- 障害のある人等の旅行促進のための環境整備
平成八年三月「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」を策定し、関係団体を通じて、宿泊施設に周知した。また、「障害を持つ人・高齢者の海外旅行に関する取扱い手引き書」を作成した。
- 「オムニバスタウン構想」の推進
平成九年度から、バスを中心とした安全で快適なまちづくりを目指す市町村を警察庁、運輸省及び建設省が連携して支援する「オムニバスタウン構想」を推進し、障害のある人等の交通弱者に配慮したノンステップバス、リフト付きバス等の導入の促進等バスの利便性の向上を図った。
- 情報提供
情報の収集や情報伝達に大きな社会的不利のある視・聴覚障害者等が、迅速かつ的確に情報を収集し、情報伝達手段を確保できるようにするため、各種施策を進めるとともに、放送事業者の積極的な取組を支援している。
- 障害のある人が自立した生活を送るため、テップ・点字書籍等による食生活関連情報の提供を行うなど、食生活環境の改善対策を行った。
- 都道府県等の行う点字筆字員、朗読筆字員、手話筆字員及び要約筆記筆字員に対する講習会や派遣事業や、福祉事務所への手話通訳の設置を進めている。
- 視覚障害者の情報取得を支援するため、新聞情報等を対象とした「点字情報ネットワーク事業」、点字図書目録をデータベース化した「点字図書情報検索体制」等を進めており、平成十年度には、「デジタル音声情報システム」を全国の点字図書館等に導入した。
- 障害のある人の社会参加に役立つ各種情報を収集・提供し、情報交換の場を提供する「障害者情報ネットワーク」及び障害者の保健福祉研究情報を収集・提供する「障害保健福祉研究情報システム」を構築し、運用している。
- 国政選挙においては、点字による候補者名簿等の備え付け、投票所へのスロープの設置、政

雇用・就業の状況

一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成10年6月1日現在)

区 分	① 企業数	② 常用労働者数	障 害 者 の 数			③ 実雇用率 C÷② ×100	④ 法定雇用率 未達成企業 の割合
			A. 重度 障害者 (常用)	B. 重度障害者 (常用)以外の 障害者	C. 計 A×2+B		
	企業	人	人	人	人	%	%
農、林、漁業	102 (103)	17,628 (18,406)	65	157	287 (275)	1.63 (1.49)	44.1 (40.8)
鉱業	47 (48)	9,592 (9,960)	34	81	149 (147)	1.55 (1.48)	34.0 (35.4)
建設業	2,117 (2,143)	659,272 (669,326)	2,186	4,199	8,571 (8,692)	1.30 (1.30)	47.3 (47.1)
製造業	20,265 (20,425)	6,826,710 (6,899,929)	30,292	55,982	116,566 (117,541)	1.71 (1.70)	36.3 (36.0)
食料品・たばこ	2,712	749,417	2,813	7,224	12,850	1.71	35.6
繊維・衣服	1,772	329,635	1,694	3,985	7,373	2.24	26.1
木材・家具	595	107,122	594	1,428	2,616	2.44	20.8
パルプ・紙・出版	1,983	470,642	2,003	3,847	7,853	1.67	40.0
化学工業	1,839	797,772	2,763	5,619	11,145	1.40	47.0
窯業・土石	758	180,236	722	1,871	3,315	1.84	33.1
鉄鋼	315	176,477	658	1,641	2,957	1.68	26.0
非鉄金属	303	127,956	463	1,009	1,935	1.51	36.0
金属製品	1,545	299,513	1,417	3,171	6,005	2.00	29.9
電気機械	3,363	1,690,270	8,651	10,880	28,182	1.67	39.1
その他機械	4,046	1,613,345	7,373	12,847	27,593	1.71	36.6
その他	1,034	284,325	1,141	2,460	4,742	1.67	42.0
電気・ガス・熱供給・水道業	148 (131)	191,971 (192,505)	808	1,629	3,245 (3,089)	1.69 (1.60)	54.7 (58.0)
運輸・通信業	3,174 (3,112)	1,105,444 (1,115,011)	3,885	9,999	17,769 (17,698)	1.61 (1.59)	43.3 (42.9)
卸売・小売業、飲食店	12,172 (12,149)	3,337,754 (3,319,646)	8,866	17,711	35,443 (34,356)	1.06 (1.03)	66.9 (66.9)
金融・保険・不動産業	2,116 (2,113)	1,416,031 (1,458,367)	4,708	9,268	18,684 (18,986)	1.32 (1.30)	67.9 (69.5)
サービス業	15,650 (15,216)	3,443,904 (3,316,495)	13,014	24,701	50,729 (49,246)	1.47 (1.48)	53.8 (53.8)
産業計	55,791 (55,449)	17,008,306 (16,999,645)	63,858	123,727	251,443 (250,030)	1.48 (1.47)	49.9 (49.8)

(注) 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用身体障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 A欄の「重度障害者(常用)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

3 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

4 ()内は平成9年6月1日現在の数値である。

資料：労働省調べ

- 3 防災対策
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成七年
- 放送サービスにおいては、字幕番組、解説番組等の障害のある人向けの番組を拡大するため、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」や「放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律」により、助成や参入負担の軽減を図り、字幕放送等の推進を図っている。
- 障害のある人にとって欠かせない通信手段である電話については、音響調整機能付電話等の開発や使用料の減免等の措置を行っている。
- 簡易保険事業においては、平成十年七月から点字による印字や点字の読み取りができる「点字情報総合装置」を配備し、簡易保険のお知らせ等に活用している。
- 国民生活センターでは、商品テストの結果や悪質商法などの生活を取り巻く諸問題についての知識や情報について、テレビ番組において手話放送を行った。
- 2 防犯対策
障害のある人が警察へアクセスする際の困難を除去するため、交番等の玄関前のスロープの設置やFAX一〇番の導入、FAXネットワークの構築、手話のできる警察官の交番等への配置を行った。また、勤全日本ろうあ連盟が作成した「手話バッジ」を、手話のできる警察官等に装着させ、聴覚障害者等の利便を図っている。
- 障害のある人が犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くため、パトロール等を通じた困りごと相談や障害のある人の身近な危険に関するニーズ把握、地域安全ニュースの発行等を行った。
- 警察部内では、手話講習会や障害のある人に対する応接、介護に関する講習会を開催するなど、職員の研修やボランティア活動への参加を支援した。

- 十二月に災害対策基本法を改正し、障害のある人、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施努力義務を規定した。
- 地方公共団体が、障害のある人等の災害弱者対策に配慮した施設の整備が行えるように、防災まちづくり事業や緊急防災整備事業により支援し、元利償還金の一部について交付税措置を行っている。
- 各都道府県警察では、障害のある人が入所する施設等への巡回連絡、ミニ広報紙の配布等による防災に関する知識の普及や自主防災組織等の育成による障害のある人に対する支援体制の整備促進に努めた。
- 緊急通報システムによる災害弱者から消防機関への緊急通報体制の一層の充実を図るための調査研究を進めたほか、災害弱者が入所する施設の避難対策の強化等防火管理の充実について消防機関を指導した。
- 社会福祉施設等の災害弱者に関連した施設を保全対象に含む危険箇所に係る砂防地すべり、急傾斜地崩壊対策事業を重点的に推進した。また、激甚な災害を受けた地域における再度災害の防止を図るため、河川事業、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進した。

◇ ◇ ◇
◇ ◇ ◇
◇ ◇ ◇

特殊法人における障害者の雇用状況

(平成10年6月1日現在)

区 分	① 法人数	② 常用労働者数	障 害 者 の 数			③ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	④ 法定雇用率未達成 法人の割合
			A 重度障害者 (常用)	B 重度障害者 (常用)以外 の障害者	C 計 $A \times 2 + B$		
特殊法人 (1.9%)	法人 91 (90)	人 75,573 (75,559)	人 276	人 955	人 1,507 (1,484)	% 1.99 (1.96)	% 12.1 (14.4)

注1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用身体障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 A欄の「重度障害者(常用)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。

3 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

4 ()内は平成9年6月1日現在の数値である。

資料：労働省調べ

国、地方公共団体における障害者の在職状況

(平成10年6月1日現在)

区 分	① 機関数	② 職員数 (除外職員除く)	障 害 者 の 数			③ 実雇用率 $C \div ② \times 100$
			A 重度障害者 (常用)	B 重度障害者 (常用)以外 の障害者	C 計 $A \times 2 + B$	
法定雇用率2%が適用される 非現業的機関	機関 4,043	人 2,069,506	人 9,339	人 23,869	人 42,547 (42,037)	% 2.06 (2.02)
法定雇用率1.9%が適用される 現業的機関	322	267,769	1,147	3,874	6,168 (6,144)	2.30 (2.25)

注1 A欄の「重度障害者(常用)」には短時間勤務職員の数に含まれていない。B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」には重度障害者である短時間勤務職員の数が含まれている。

2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)についてはダブルカウントしてある。

3 法定雇用率2%が適用される非現業的機関とは各省庁、都道府県、市町村の行政機関等である。

4 法定雇用率1.9%が適用される現業的機関とは郵政省、大蔵省造幣局及び印刷局、林野庁並びに地方公営企業法にいう機関等である。

5 () 内は、平成9年6月1日現在の数値である。

資料：労働省調べ

中小企業勤労者福祉サービスセンターの概要 〈労働省〉

■中小企業勤労者福祉サービスセンターとは

中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下、「サービスセンター」)は、中小企業と大企業との間の労働福祉格差をなくし、中小企業で働く方が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、中小企業が単独では実施しにくい従業員のための福祉事業について、共同でスケールメリットを生かし、大企業並みの事業を実施する団体です。

サービスセンターの運営に要する経費については、市区町村および国がその一部を補助しています。

なお、現在125団体が国の補助指定を受け、約73万人がサービスセンターの会員となっています。

◎事業主にとっては、従業員の福利厚生関係費負担の軽減になります。

◎勤労者にとっては、交流の機会が広がります。

■中小企業勤労者福祉サービスセンターの内容

サービスセンターは、会員(勤労者および事業主)の福祉となる次のような事業を実施しています。

○レクリエーション活動援助事業

ボウリング大会などのレクリエーション行事

を企画・実施するほか、宿泊施設の割引利用のあっせんを行います。

○勤労者の健康の維持増進に関する事業

人間ドックなどの健康診断について、利用のあっせんや補助を行います。

○共済給付事業

会員とその家族にお祝いごとや不幸があった場合に、慶弔給付金を支給します。

○生涯学習援助事業

生涯学習、自己啓発を支援します。

○生涯生活設計援助事業

充実した退職後の生活を送るために、在職から生涯生活設計をたてることを支援します。

○生活資金融資あっせん事業

労働金庫などの金融機関と提携して、教育、災害時等の臨時出費のための低利で簡便な生活資金融資のあっせんを行います。

○住宅融資あっせん事業

会報などを通じて、都道府県や市区町村などの住宅融資制度をあっせんします。

◇ ◇ ◇ ◇

事業の実施にあたっては、会員のニーズを把握しながら、サービスセンターごとに創意工夫をしています。詳しくは、市区町村の担当課までお問い合わせください。